

安城市市民参加条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市市民参加条例（平成23年安城市条例第14号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法の全部又は一部の方法により行うものとする。

- (1) 市の広報紙への掲載
- (2) 安城市公告式条例（昭和28年条例第9号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (3) 市の施設の窓口での供覧又は配布
- (4) インターネットを利用した供覧
- (5) その他効果的に周知できる方法

(委員の公募)

第3条 市長は、条例第9条第1項の規定により審議会等（条例第7条第1号に規定する審議会等をいう。以下同じ。）の委員を公募しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 審議会等の名称及び所掌事務
- (2) 委員の任期
- (3) 公募する委員の人数及び選考方法
- (4) 応募できる者の範囲及び応募方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 審議会等の委員を公募する期間は、2週間以上とする。

(委員の選考方法等)

第4条 前条第1項第3号の選考方法は、次に掲げる方法のうちから1以上の方法によるものとする。

- (1) 小論文等による選考
- (2) 面接による選考
- (3) 書類選考
- (4) その他市長が適当と認める方法

- 2 市長は、公募による委員を選考したときは、その結果を応募した者に通知するものとする。

(会議開催の事前公表)

第5条 条例第9条第5項の規定により事前に公表する事項は、同項に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の傍聴席数（会議を非公開とする場合を除く。）
- (3) その他市長が必要と認める事項

- 2 市長は、条例第9条第5項の規定による公表を行うときは、原則として審議会等の会議を開催する日の2週間前までに行うものとする。

(会議の傍聴手続)

第6条 条例第9条第4項の規定に基づく審議会等の会議の傍聴は、当日受付とする。この場合において、傍聴の希望者数が傍聴席数を超える場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

- 2 傍聴人は、住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。
- 3 傍聴人は、審議会等の会議の長の指示に従って、静穏に傍聴しなければならない。
- 4 審議会等の会議の長は、会場の秩序維持のため必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、規則等の規定により傍聴の手続が定められている場合は、その手続によるものとする。

(パブリックコメント)

第7条 条例第10条の規定により意見を提出しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面等を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 対象事項の案（条例第10条第1項第1号に規定する対象事項の案をいう。以下同じ。）の名称
- (3) 対象事項の案に対する意見及びその理由

- 2 前項の書面等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長が指定する場所への持参
- (2) 郵送

- (3) ファクシミリによる送信
- (4) 電子メールによる送信
- (5) その他市長が適当と認める方法
(市民説明会)

第8条 市長は、条例第7条第3号に規定する市民説明会（以下「市民説明会」という。）を開催しようとするときは、次に掲げる事項を事前に公表するよう努めるものとする。

- (1) 市民説明会の名称
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 議題
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表を行うときは、原則として市民説明会を開催する日の2週間前までに行うものとする。

3 市長は、市民説明会を開催したときは、その開催の記録を作成し、公表するよう努めるものとする。

(ワークショップ)

第9条 条例第7条第4号に規定するワークショップの実施については、前条の規定を準用する。

(市民政策提案手続)

第10条 条例第11条の規定により政策の提案をしようとする者は、市民政策提案書（様式第1）及び市民政策提案者署名簿（様式第2）に関係資料を添えて、市長に提出しなければならない。

(推進評価会議の組織及び運営)

第11条 条例第13条第1項に規定する安城市市民参加推進評価会議（以下「推進評価会議」という。）に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進評価会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 推進評価会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

5 会議は、会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長）及び

委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

6 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 推進評価会議の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、推進評価会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進評価会議に諮って定める。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

様式第 1（第 10 条関係）

市 民 政 策 提 案 書

年 月 日

安城市長

提案代表者 住 所
氏 名
電話番号

安城市市民参加条例第 11 条の規定に基づき、次のとおり提案します。

- 1 提案する政策の名称
- 2 提案する政策の内容
- 3 現状の課題（提案の目的及び理由）
- 4 提案する政策の実施により予想される効果
- 5 提案する政策の実施に必要な費用
- 6 その他

様式第2（第10条関係）

市 民 政 策 提 案 者 署 名 簿

年 月 日

1 提案する政策の名称

2 提案者

住 所	氏 名	安城市との関わり	備 考
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	

※ 「安城市との関わり」は、市外に住所を有する方のみ該当する番号を○で囲んでください。なお、「市内に通勤」に該当する方は勤務先を、「市内に通学」に該当する方は学校名を、「市内で活動」に該当する方は活動団体名又は活動内容を記載してください。

※ 氏名は、自署（視覚に障害がある方が、点字で自己の氏名を記載することを含む。）してください。身体に障害等があり自署することができない場合は、代筆を行うことができます。ただし、代筆者の住所及び氏名を備考欄に記載してください。